

「南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例」(案)に対するパブリックコメント実施結果

パブリックコメントを実施した「南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例」(案)につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見募集期間 平成22年12月20日(月)～平成23年1月18日(火)
2. 意見提出件数 16件(1人)
3. 問合せ先 南アルプス市役所 環境課 電話282-6097
4. ご意見と市の考え方

	お寄せいただいた意見	意見に対する市の考え方
1	<p>居住地周辺の「ポイ捨て」の現状。</p> <p>(1) 八田小学校東南グラウンドに隣接の駐車場に休日、市内外から子供に付き添って来た保護者、夜間ソフトボール試合の利用者のタバコの吸殻が投棄されている。</p> <p>(2) 夏、八田小学校グラウンド東側観客席で市内外の者が花火を行い、燃え殻が散乱している。</p> <p>条例(案)が上記の現状の改善に「有効」となりますか。</p>	<p>本条例は、散乱ごみ等のない、きれいなまちにするための条例(案)です。今後は、市民等、事業者、飼い主にごみ等の散乱防止の協力を呼びかけ、広報・ホームページ・CATV等で広く周知をおこなっていくため有効であると考えます。</p>

2	<p>(目的)第1条 「みどり輝く南アルプスの環境美化を推進し」とありますが、この条例(案)は「南アルプス市の環境美化」ではなく「南アルプスの環境美化」でしょうか。だとすれば、南アルプス山中への登山者、事業者への特記を設けるべきと考える。</p>	<p>「みどり輝くふるさと南アルプスの環境美化を推進し」とは、あくまで南アルプス市のことを指しており、本条例(案)の対象地域を明確にするため「南アルプス市の環境美化を推進し」に変更いたします。</p>
3	<p>(市の責務) 第3条第2項「協力要請」第3項「地域清掃活動」とあるが、市内小中学校を利用する団体へグラウンド使用後の清掃だけでなく、駐車場まで清掃することを明記すべきと考える。</p>	<p>第3条は、市の責務を規定しているものであり、市内グラウンド使用後の清掃や駐車場の清掃は、「南アルプス市学校体育施設の利用等に関する条例施行規則」(遵守事項)にて対応していますが、使用前に再度注意を促します。</p>
4	<p>(市民等の責務) 第4条 市内居住者へは条例(案)は周知できるが、市外者への周知が徹底できるか。</p>	<p>市外者への条例(案)の周知ですが、観光客等には市ホームページも活用する中で、観光協会等にもチラシを置き対応します。また、更に施設の利用者につきましては、「南アルプス市学校体育施設の利用等に関する条例施行規則」(遵守事項)にて対応と同時に、使用前に再度注意を促します。</p>
5	<p>第4条第1項に「項」を増やして市外者の「責務」も規定すべきと考える。また、第2項「清掃活動」であるが、市内外者を問わず、施設周辺の駐車場も清掃を行う義務があると考え。</p>	<p>「市民等」とは、市内外の者を指すため、第4条第1項及び、第3項に該当します。</p>
6	<p>花火の燃え殻の放置は条例(案)では有効か。</p>	<p>花火の燃え殻は、第2条第1号の「ごみ等」に該当するため、適用になります。</p>

	<p>(現状)</p> <p>御勅使川河川敷に犬の毛を大量に散髪した物が放置されていた。</p>	
7	<p>条例(案)では、犬のふん等の対策は可能だが、「散髪した毛」、「犬の無駄吠え」の対応は可能か。</p>	<p>本条例(案)は、ごみ等の「ポイ捨て」の防止を目的としていることから、「散髪した犬の毛」はごみ等に類するものであるため、条例(案)では対応できませんが、「犬の無駄吠え」は条例(案)では対象となりません。</p>
8	<p>「犬の無駄吠え」は騒音に関する規定で対応できるか。</p>	<p>「犬の無駄吠え」は、「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」の対象となります。</p>
9	<p>耕作放棄地となった農地及び宅地に繁茂した雑草に対して、条例(案)では対策は不可能と思われるが。</p>	<p>「空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」の対象となります。</p>
10	<p>耕作放棄地となった雑草対策については、遊休農地の賃借を行うことで可能か。条例(案)に組み入れることを提案する。</p>	<p>本条例(案)は、ごみ等のポイ捨て防止を目的としたものであり、主旨とは異なります。遊休農地の解消対策として、市独自による「遊休農地等流動化促進事業奨励補助金制度」で対応しています。</p>
11	<p>「自動販売機セット設置」が市内の、住宅街、水田、畑地帯でも見られる。「販売事業者の責務」とは、</p> <p>飲料メーカー 自販機セット販売業者 自販機を自己所有地にセットした地主</p> <p>以上のいずれの事業者を指すのか。</p>	<p>自動販売機に関しての販売事業者とは、自動販売機を設置する全ての販売事業者を指しています。</p>

12	<p>第5条第3項の後に「なお責務は、飲料メーカー、自販機設置土地所有者等も必要に応じて負うものとする」を入れたらいかがか。</p>	<p>飲料容器等の回収容器を設置する義務は、自動販売機を設置する販売事業者に責務があります。</p>
13	<p>田畑地帯に設置された自販機の照明が水稻、果樹の生育に与える影響について検証しているか。</p>	<p>県と協議していきたいと思います。</p>
14	<p>夜間照明が常時点灯した状態で水稻、果樹の生育に与える影響についての検証についても検討願いたい。</p>	<p>県と協議していきたいと思います。</p>
15	<p>雑草地について 甲西バイパス内の雑草処理は国道であるので、国の管理責任であるが、雑草の処理は行われているか。</p>	<p>国土交通省甲府出張所で定期的に雑草処理を行っているとの事です。</p>
16	<p>雑草が繁茂すれば、ごみの「投げ捨て」は多発するのは当然であるが、雑草の繁茂の処理には市としては、どのような対策をしているか。</p>	<p>「空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」の対象となります。</p>